

北九州市地域中核企業新規事業等創出伴走支援業務委託に係るプロポーザル審査要領

北九州市が実施する標記の委託業務について、この審査要領に基づき、審査委員会を開催し、採否等について審査する。

(審査基準)

第1条 審査は、表1及び2に掲げる評価項目について行うものとする。

2 各評価項目は表1のと通りの配点(合計100点)とする。

表1 北九州市地域中核企業新規事業等創出伴走支援業務委託に係る評価項目

番号	評価項目	評価のポイント	配点	評価点
1	趣旨の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的及び背景並びに市内の地域中核企業を取り巻く現状を十分に理解しているか ・地域中核企業の成長に向けた新たな挑戦を後押しするという趣旨を踏まえた提案となっているか 	10	大変優れている 10点 優れている 8点 普通である 6点 やや劣っている 4点 劣っている 2点
2	業務内容の妥当性 (1)対象企業の抽出、訪問及び申請に向けた意欲喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・地域中核企業の中から、成長に向けた取組に関心又は可能性のある対象企業を、受託者の知見・ネットワーク等も活かしながら的確に抽出し、抽出理由を明確に示すことができるか。 ・対象企業への訪問を通じて、経営課題、関心・意向、強みや潜在力等を的確に把握し、伴走支援の活用可能性や申請に向けた働きかけの方向性を整理できるか。 ・対象企業に対する意欲喚起、申請に必要な内容整理及び申請書類作成に係る助言等を適切に行うことができるか ・4社程度の選定につなげるため、申請状況等に応じて、対象企業の抽出、訪問、意欲喚起等の業務を追加的に実施する進め方が示されているか。 	15	大変優れている 15点 優れている 12点 普通である 9点 やや劣っている 6点 劣っている 3点

	業務内容の妥当性 (2)伴走支援	<ul style="list-style-type: none"> ・選定企業の要望や意向、課題に応じて柔軟に対応し、良好な関係を構築しながら寄り添った支援ができる内容となっているか。 ・計画書を起点に、選定企業の現状や課題を踏まえ、企業の主体性を尊重しながら、取組内容を具体化していく進め方が示されているか。 ・伴走支援を通じて新たな課題や方向性の変更が生じた場合に、選定企業の意向を踏まえながら、必要に応じて取組内容を見直すなど、柔軟な対応ができる内容となっているか。 	20	大変優れている 20点 優れている 16点 普通である 12点 やや劣っている 8点 劣っている 4点
3	執行体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の効果的な遂行に必要な専門性を有する人材及び十分な人員配置が予定され、役割分担や本市との連絡調整体制が示されているか。 ・実際に支援を担当する者の役割、関与度、専門性、支援実績等が具体的に示されており、効果的な支援が期待できる体制となっているか。 	15	大変優れている 15点 優れている 12点 普通である 9点 やや劣っている 6点 劣っている 3点
4	スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・業務工程が明確かつ実現可能であり、本市との協議や必要な調整を踏まえたスケジュールとなっているか。 	10	大変優れている 10点 優れている 8点 普通である 6点 やや劣っている 4点 劣っている 2点
5	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・国又は地方自治体における地域中核企業・中堅企業への伴走支援等の類似業務実績を有し、本業務において実践的かつ効果的な支援が期待できるか ・本業務を遂行するノウハウ、専門知識、技術力を有しているか 	20	大変優れている 20点 優れている 16点 普通である 12点 やや劣っている 8点 劣っている 4点
6	価格	<ul style="list-style-type: none"> ・提案額が限度額（8,700千円）以内であり、見積内容が妥当であるか。 	10	大変優れている 10点 優れている 8点 普通である 6点 やや劣っている 4点 劣っている 2点

(審査評価・特定)

第2条 審査は第1条に定める評価項目に対して付与した各配点について5段階による評価を行う。

2 審査評価は、表2に掲げる審査委員が行う。

3 各審査委員は、申請案件を個別に審査評価し、各委員の採点した合計点の最も高い事業者を履行に最も適した提案者として受託候補者に特定する。

最高得点者が複数いる場合は、全委員で協議のうえ、最適な事業者を特定する。

4 事業者の合計評点が6割以上を特定の基準とする。

表2 審査委員

区分	所属団体・役員名
内部（市）	産業経済局 地域経済振興部 中小企業振興課長
内部（市）	産業経済局 地域経済振興部 サービス産業政策課長
内部（市）	産業経済局 未来産業推進部 スタートアップ推進課課長
内部（市）	産業経済局 総務政策部 産業政策課長

（審査表様式）

第3条 審査票の様式は、様式1のとおりとする。

（その他）

第4条 この要領に定めるほか、必要な事項は別途北九州市が定める。

付 則

この要領は令和7年4月7日より施行する。

付 則

この要領は令和8年6月4日より施行する。